

令和8年10月8日判決言渡

令和8年（行ケ）第10019号 特許取消決定取消請求事件

口頭弁論終結日 令和8年7月30日

判 決

5

原 告 株式会社 I r a n o a n

同訴訟代理人弁理士 小 牧 佳 緒 里
白 坂 一
鬼 頭 優 希

10

被 告 特 許 庁 長 官
同 指 定 代 理 人 松 田 直 也
野 崎 大 進
田 付 徳 雄
月 野 洋 一 郎
北 村 英 隆

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が異議2024-700984号事件について令和8年2月9日にした決定を取り消す。

25 第2 事案の概要

本件は、特許異議の申立てに基づく特許取消決定の取消しを求める事案である。

1 特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いがないか、又は当裁判所に顕著である。）

(1) 特許

原告は、発明の名称を「カードシステム」とする発明について、令和4年2月16日（以下「本件出願日」という。）に特許出願（特願2022-21747号。その願書に添付された明細書及び図面を併せて「本件明細書等」という。また、【】の記号は、本件明細書等のうち、発明の詳細な説明の段落番号又は図面の番号を示す。）をし、令和6年3月15日に提出した手続補正書により特許請求の範囲の補正（以下「本件補正」という。）をして、同年4月12日、特許権の設定登録を受け（特許第7472179号、請求項の数2。以下、この特許を「本件特許」という。）、同月22日、特許掲載公報が発行された。

(2) 特許異議の申立て

異議申立人Aは、令和6年10月8日、異議申立人Bは、同月18日、異議申立人Cは、同月21日、本件特許の請求項1及び2に係る特許につきそれぞれ特許異議の申立てをした（異議2024-700984号事件）。

原告は、上記特許異議申立事件において、令和7年11月6日に提出し、同年12月19日に補正した訂正請求書により、特許請求の範囲の請求項1及び2を訂正する旨の訂正（以下「本件訂正」という。）を請求した。

特許庁は、令和8年2月9日、本件訂正を認めた上で、「特許第7472179号の請求項1、2に係る特許を取り消す。」との決定（以下「本件決定」という。）をし、その謄本は同月18日、原告に送達された。

原告は、同年3月19日、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件特許に係る本件訂正後の特許請求の範囲の記載は次のとおりである（二重下線部は審査段階における本件補正により補正された箇所を、下線部は本件訂正により訂正された箇所をそれぞれ示す。以下同じ。また、本件訂正後の請求項記

載の各発明を請求項の番号に応じて「本件訂正発明 1」などという。)

(1) 請求項 1 (本件訂正発明 1)

事業者管理され、情報が印刷されたトレーディングカードの取引の処理を行う管理サーバと、

5 ユーザによる操作に応じて、前記管理サーバに接続可能なユーザ側情報端末と、

を備えるカードシステムであって、

前記管理サーバは、前記ユーザが所有するポイントを管理し、前記事業者が在庫として所有するトレーディングカードであるカード在庫の中から詰め合わせ
10 たものであり、前記ユーザに提供可能なトレーディングカードの詰め合わせであるカード詰め合わせ在庫を設定し、前記ユーザによる購入操作に応じて、前記カード詰め合わせ在庫に割り当てられたポイントを前記ユーザが所有するポイントから差し引くとともに、前記カード詰め合わせ在庫の中から 1 以上の前記トレーディングカードを抽選により選択し、前記抽選により選択された
15 トレーディングカードのデータを前記カード詰め合わせ在庫から当選リストに移動する処理を行い、選択したトレーディングカードの当選情報をユーザ側情報端末に送信し、

前記ユーザ側情報端末は、前記管理サーバから送信される前記当選情報を表示し、前記ユーザの選択操作に基づいて、前記当選情報が示すトレーディング
20 カードを取得するか否かの選択を行い、

前記管理サーバは、

前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードを、前記ユーザに提供する処理を行うとともに、当該取得を選択したトレーディングカードのデータを当選リスト
25 からピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにし、

前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードに割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイントに還元するとともに、当該取得を選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする

ことを特徴とするカードシステム。

(2) 請求項 2（本件訂正発明 2）

前記管理サーバは、前記抽選により選択されたトレーディングカードの当選情報に加えて、当該抽選の演出を行う演出情報をユーザ側情報端末に送信し、
前記当選情報は、当選したトレーディングカード自体を特定可能な情報であり、

前記ユーザ側情報端末は、前記管理サーバから送信される前記演出情報に基づいて前記抽選の演出を行ってから前記当選情報を表示することを特徴とする請求項 1 に記載のカードシステム。

3 本件決定の理由の要旨

(1) 取消理由 1（進歩性欠如）について

ア 引用発明

本件出願日前に出願公開された甲 1（特開 2021-26405 号公報）には、別紙 1 記載の発明（以下「甲 1 発明」という。）が記載されている。

イ 本件訂正発明 1 と甲 1 発明の対比

本件訂正発明 1 と甲 1 発明を対比すると、次の一致点において一致し、別紙 2 記載の相違点 1-1 から 1-3 までにおいて相違する。

〔一致点〕

「事業者管理され、商品アイテムの取引の処理を行う管理サーバと、
ユーザによる操作に応じて、前記管理サーバに接続可能なユーザ側情報端末と、

を備えるシステムであって、

5 前記ユーザが所有するポイントを管理し、前記事業者が在庫として所有する商品アイテムである商品アイテム在庫の中から詰め合わせたものであり、前記ユーザに提供可能な商品アイテムの詰め合わせである商品アイテム詰め合わせ在庫を設定し、前記ユーザによる購入操作に応じて、前記商品アイテム詰め合わせ在庫に割り当てられたポイントを前記ユーザが所有するポイントから差し引くとともに、前記商品アイテム詰め合わせ在庫の中から1以上の前記商品アイテムを抽選により選択し、前記抽選により選択された商品アイテムのデータを前記商品アイテム詰め合わせ在庫から当選リストに移動する処理を行い、

10

前記ユーザ側情報端末は、前記当選情報を表示し、前記ユーザの選択操作に基づいて、前記当選情報が示す商品アイテムを取得するか否かの選択を行い、

前記抽選により選択された商品アイテムの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択した商品アイテムを、前記ユーザに提供する処理を行うとともに、当該取得を選択した商品アイテムのデータを当選リストからピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにし、

15

前記抽選により選択された商品アイテムの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択しなかった商品アイテムに割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイントに還元するとともに、当該取得を選択しなかった商品アイテムのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする

20

システム。」

ウ 本件訂正発明2と甲1発明の対比

本件訂正発明2と甲1発明を対比すると、上記イで検討した事項を除き、次の一致点において一致し、別紙3記載の相違点2-1及び2-2において相違する。

25

〔一致点〕

「前記当選情報は、当選した商品アイテム自体を特定可能な情報であり、前記ユーザ側情報端末は、前記当選情報を表示するシステム。」

5 エ 相違点の検討

(ア) 相違点 1－1 について

10 本件出願日前に公開された甲 2（Y o u T u b e 動画「【SDBH】限定SEC も当たる！チャパシティアプリガチャで大当たりを狙ったら！？【スーパードラゴンボールヒーローズ】」）には、アプリでガチャが引けて、当たったカードが実際のカード（トレーディングカード）として家に届くものが示されている。そうすると、甲 2 に接した当業者であれば、甲 1 発明における取引の対象となる商品を、情報が印刷されたトレーディングカードとして、相違点 1－1 に係る本件訂正発明 1 の構成とすることは、容易に想到できたといえる。

15 (イ) 相違点 1－2 及び 1－3 について

相違点 1－2 及び 1－3 は、実質的には、処理を行う主体がユーザ端末かサーバかの違いであるといえる。甲 1 には、「ユーザ端末 1 0 2 は、ユーザが所望する商品を取得するための商品取得ゲームを模擬…する商品取得ゲーム画面を表示し、…当該画面は、W e b サーバから取得する画面情報に従って表示されるブラウザ画面であつてもよい」と記載されている。20 そうすると、当業者において、甲 1 発明における各種処理を、サーバ装置 1 0 1 で実行するものとして、相違点 1－2 及び 1－3 に係る本件訂正発明 1 の構成とすることは、容易に想到できたといえる。

(ウ) 相違点 2－1 及び 2－2 について

25 甲 2 には、「ガチャ」表示を押すと確認画面が表示され、「OK」表示を押すと演出表示がされ、当たったカードが表示されることが示されている。

そうすると、当業者において、甲 1 発明に甲 2 に開示された事項を組み合わせ、相違点 2-1 及び 2-2 に係る本件訂正発明 2 の構成とすることは、容易に想到できたといえる。

オ 小括

5 以上によると、本件訂正発明 1 及び 2 は、いずれも、甲 1 発明及び甲 2 に開示された事項に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反して特許されたものであって、同法 113 条 2 号に該当する。

(2) 取消理由 2（明確性要件違反）について

10 本件訂正により、明確性要件違反は解消された。

(3) 取消理由 3（サポート要件違反）について

15 本件訂正発明 1 の「前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードを、前記ユーザに提供する処理を行うとともに、当該取得を選択したトレーディングカードのデータを当選リストからピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにし、」と、「前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードに割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイントに還元するとともに、当該取得を選択しなかったトレーディングカードのデータ
20 を詰め合わせ設定として残らないようにする」との記載について、①「ユーザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないように」することと、②「ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする」ことのいずれも、発明の詳細な説明には記載されていない。

25 すなわち、本件明細書等の【0050】には、「データを詰め合わせ設定として残らない」ことについて、「カード詰め合わせ在庫から当選したカードを当

選リストに移動」させる処理が記載されているが、この処理は、ユーザ側情報端末に抽選結果が表示される「前」の処理である。

5 他方、本件訂正発明 1 における上記①及び②の処理は、いずれも、抽選結果が表示され、表示を見たユーザが、トレーディングカードの取得を選択し又は選択しない操作を行った「後」の処理である。本件訂正発明 1 の特許請求の範囲において、「前記ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードに割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイントに還元するとともに、」と記載されていることからしても、ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする処理は、抽選結果が表示された「後」の処理であるといえる。そうすると、本件訂正発明 1 における上記①及び②の処理は、本件明細書等の【0050】に記載された処理と、その時機が異なっている。

15 そして、本件明細書等のその他の記載をみても、本件訂正発明 1 における上記①及び②の処理が、ユーザ側情報端末に抽選結果が表示された「後」に行われる旨の記載はなく、本件出願日当時の技術常識を考慮したとしても、同事項は、発明の詳細な説明に記載されたものではない。

したがって、本件特許は、特許法 36 条 6 項 1 号に違反して特許されたものであり、同法 113 条 4 号に該当する。

(4) 取消理由 4（新規事項の追加）について

20 上記(3)の①「ユーザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないように」することと、②「ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする」ことは、いずれも、審査段階における本件補正により加えられたものであるところ、上記(3)のとおり、これらの事項は、本件特許の願書に最初に添付された明細書又は図面（その内容は、本件明細書等と同一であるが、新規事項の追加との関係では「当初明細書等」という。）に記載

25

されたものではない。

そうすると、本件補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものではないから、本件特許は、特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に違反してされたものであり、同法 113 条 1 号に該当する。

5 第 3 原告主張の取消事由

1 取消事由 1（進歩性判断の誤り）

(1) 相違点 1－1 から 1－3 までの検討の誤り

本件決定は、本件訂正発明 1 にはトレーディングカードを自宅に届ける構成は記載されていないにもかかわらず、トレーディングカードを自宅に届ける構成を有する甲 2 を適用している。これは、トレーディングカードは配送される
10 ものであるという審判合議体の先入観による引用文献の適用の誤りである。

次に、本件決定は、処理の主体が管理サーバであろうがユーザ端末であろうが、どちらも容易に想到できたと判断している。しかし、システムにおける動作、処理の主体がいずれであるかは、システムの構成を大きく左右するものであり、技術的思想を根本的に異ならせるものである。
15

さらに、本件決定は、甲 2 を副引例としているが、甲 2 は Y o u T u b e に掲載された動画にすぎず、その背後のシステム構成等を具体的に認識することができないものであるから、副引例として不適當である。

なお、仮に、甲 1 発明に甲 2 に示された事項を適用することができるとしても、選択されたカードの提供処理とともにデータを詰め合わせ設定として残らないようにする構成や、選択しなかったカードのポイント還元処理とともにデータを詰め合わせ設定として残らないようにする構成には至らないというべきである。
20

以上のとおり、本件決定による相違点 1－1 から 1－3 までの検討には誤りがあり、本件訂正発明 1 は、甲 1 発明及び甲 2 に開示された事項から当業者が容易に発明できたものということとはできない。
25

(2) 相違点 2－1 及び 2－2 の検討の誤り

上記(1)のとおり、甲 2 は副引例として不適切であるから、甲 1 発明に甲 2 に示された事項を適用することが容易であるとした本件決定の判断には誤りがある。

5 2 取消事由 2（サポート要件違反の判断の誤り）

本件決定は、ユーザが選択し、又は選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする処理について、提供処理又は還元処理と同時に、又は並行して行われる処理であり、ユーザ側情報端末に抽選結果が表示された「後」の時機に行われる処理であるが、このことは本件明細書等に記載されていないとした。

しかし、「提供処理とともに」や「還元処理とともに」における「ともに」の語義は、「ひとつになって。いっしょに。」等であり、必ずしも「同時に」という意味に限られないから、本件訂正発明 1 における「データを詰め合わせ設定として残らないようにする処理」は、提供処理や還元処理と同時に、又は並行して行われる処理とは限らないものとして解釈されるべきである。

そもそも、本件訂正発明 1 及び 2 は、いずれも「物」の発明であって、「方法」の発明のように、時系列の処理、実行に構成の詳細が拘泥されて解釈されるべきものではない。

本件明細書等の【0047】には「カード販売業者サーバ 7 は、…当選カードを画像 121 に示した還元ポイントに変換し…このようなポイント還元の場合は、ユーザがポイント還元を選択したトレーディングカードのデータを、当選リスト（当選したカードは既にカード詰め合わせ在庫から当選リストに移動している）から、全カード在庫へ移動する。」と、【0048】には「カード販売業者サーバ 7 は、…カード発送を受け付け、全カード在庫の内、当選リスト（当選したカードは既にカード詰め合わせ在庫から移動している）から、ユーザが配送依頼を選択したトレーディングカードのデータをピックアップリストに移動させ、商品

データと在庫数を反映させる」と、それぞれ記載されている。このように、本件決定が問題とする処理自体は、本件明細書等の開示されていることが明らかである。

よって、本件にサポート要件違反はなく、これと異なる本件決定の判断には誤りがある。

3 取消事由3（新規事項の追加についての判断の誤り）

前記2のとおり、本件訂正発明1において「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理は、当初明細書等の【0047】及び【0048】に記載されており、本件補正は、同記載から、これらの処理を特許請求の範囲に記載したものである。

また、「物」の発明においては、「方法」の発明のように、時系列の処理、実行に構成の詳細が拘泥されて解釈されるべきではないし、「ともに」という語の意義からしても、処理の順序を厳格に一致することを要求して、本件補正が新規事項の追加に当たるとした本件決定の判断には誤りがある。

第4 被告の反論

1 取消事由1（進歩性判断の誤り）について

原告は、本件訂正発明1にはトレーディングカードを自宅に届ける構成が記載されていないとして、トレーディングカードを自宅に届ける構成を有する甲2を適用したことに誤りがあるなどと主張する。しかし、本件訂正発明1の「ユーザーに提供する」とは、「トレーディングカードを配送」する実施形態を含むことは明らかである。また、進歩性判断に際しては、主引用発明に副引例を適用する動機付けがあるかが問題とされるところ、本件訂正発明1の構成にトレーディングカードを自宅に届ける構成が記載されているかどうかは、このような動機付けがあるかの検討には関係がない。

原告は、処理の主体を管理サーバとするかユーザー端末とするかは、システムの構成を大きく左右し、技術的思想を根本的に異ならせるものであるなどと主張す

る。しかし、本件決定は、甲 1 には、ユーザ端末で実行される処理を W e b サーバで実行できることを示唆する記載があることを示した上で、当業者が相違点に係る構成とすることが容易に想到できた旨を述べているのであるから、その判断に誤りはない。

5 原告は、甲 2 が Y o u T u b e に掲載された動画であることを問題とするが、動画であることと、その内容を個別、具体的に認識できないこととは関係がない。

 このように、本件訂正発明 1 及び 2 が甲 1 発明及び甲 2 に開示された事項から容易に発明をすることができた旨の本件決定の判断に誤りはない。

2 取消事由 2（サポート要件違反の判断の誤り）について

10 (1) 本件訂正発明 1 では、まず、①ユーザによる購入操作後、ポイントが差し引かれ、カード詰め合わせ在庫の中から 1 以上のトレーディングカードが抽選により選択され、抽選により選択された当選カードのデータをカード詰め合わせ在庫から当選リストに移動させる処理が行われる。この時点で、「カード詰め合わせ在庫」には当選カードのデータは存在しないこととなる。

15 本件訂正発明 1 では、次に、②当選カードのうち、ユーザ側情報端末が取得を選択した当選カードをユーザに提供する処理を行うとともに、当該カードのデータを当選リストからピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにする処理を行うが、これらの処理は、技術的に独立した処理でない。

20 また、本件訂正発明 1 では、③当選カードのうち、ユーザ側情報端末が取得を選択しなかった当選カードに割り当てられた還元用のポイントをユーザが所有するポイントに還元する処理を行うとともに、当該カードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする処理を行うが、これらの処理も、技術的に独立した処理ではない。

25 (2) 上記(1)①の処理により、当選カードのデータは、既に詰め合わせ在庫には存在しないこととなる。

そして、上記(1)②の処理は、ユーザ側情報端末が取得を選択した当選カードをユーザに提供する処理を行うとともに、当該カードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする処理であるが、本件明細書等には、当選カードは既にカード詰め合わせ在庫に存在していないことが記載されているものの、当選カードを当選リストから移動させて「詰め合わせ設定として残さない」処理
5 を実行することは、記載されていない。

同様に、上記(1)③の処理に関しても、本件明細書等には、当選カードは既にカード詰め合わせ在庫に存在していないことが記載されているものの、当選カードを「詰め合わせ設定として残さない」処理を実行することは、記載されて
10 いない。

本件決定は、以上を受けて、本件明細書等に「カード詰め合わせ在庫から当選したカードを当選リストに移動させることが記載されるのみ」であって、上記(1)②及び③の処理について、「【0050】の記載における処理とは時機の異なる処理である」としたものである。したがって、上記(1)②及び③の処理が本件明細書等に記載されていないとした本件決定の判断に誤りはない。
15

3 取消事由3（新規事項の追加についての判断の誤り）について

前記2(1)②及び③の処理は、本件補正により加えられたものであるところ、前記2のとおり、当初明細書等には、これらの処理は記載されていない。そうすると、本件補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものとはいえない。したがって、本件決定の判断に誤りはない。
20

第5 当裁判所の判断

1 取消事由3（新規事項の追加についての判断の誤り）について

(1) 本件訂正発明1に係る特許請求の範囲の記載は、次のとおりである（当裁判所において分説し、AからEまでの符号を付した。以下、各構成要件を同符号に応じて「構成要件A」などという。）。

A：事業者管理され、情報が印刷されたトレーディングカードの取引の処

理を行う管理サーバと、ユーザによる操作に応じて、前記管理サーバに
接続可能なユーザ側情報端末と、を備えるカードシステムであって、

5 B：前記管理サーバは、前記ユーザが所有するポイントを管理し、前記事業
者が在庫として所有するトレーディングカードであるカード在庫の中
から詰め合わせたものであり、前記ユーザに提供可能なトレーディング
カードの詰め合わせであるカード詰め合わせ在庫を設定し、前記ユーザ
による購入操作に応じて、前記カード詰め合わせ在庫に割り当てられた
ポイントを前記ユーザが所有するポイントから差し引くとともに、前記
10 カード詰め合わせ在庫の中から1以上の前記トレーディングカードを
抽選により選択し、前記抽選により選択されたトレーディングカードの
データを前記カード詰め合わせ在庫から当選リストに移動する処理を
行い、選択したトレーディングカードの当選情報をユーザ側情報端末に
送信し、

15 C：前記ユーザ側情報端末は、前記管理サーバから送信される前記当選情報
を表示し、前記ユーザの選択操作に基づいて、前記当選情報が示すトレ
ーディングカードを取得するか否かの選択を行い、

D：前記管理サーバは、は、

20 D－1：前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユー
ザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードを、前記ユー
ーザに提供する処理を行うとともに、当該取得を選択したトレー
ディングカードのデータを当選リストからピックアップリストに
移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにし、

25 D－2：前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユー
ザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードに
割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイ
ントに還元するとともに、当該取得を選択しなかったトレーディ

ングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする

E：ことを特徴とするカードシステム。

(2) 上記(1)にみた特許請求の範囲の記載によると、本件訂正発明 1 に係るカードシステムにおける処理の概略は次のとおりである。

すなわち、構成要件 B において、管理サーバは、カード詰め合わせ在庫の中からトレーディングカードを抽選し、抽選により選択されたトレーディングカードのデータをカード詰め合わせ在庫から当選リストに移動させ、その当選情報をユーザ側情報端末に送信する。

次に、構成要件 C において、ユーザ側情報端末が、上記のとおり送信された当選情報を表示し、ユーザの選択により、当該当選に係るトレーディングカードを取得するか否かの選択を行う。

当選したトレーディングカードを取得する選択がされた場合、構成要件 D-1 において、管理サーバは、当該トレーディングカードをユーザに提供する処理を行い、また、当該トレーディングカードのデータを当選リストからピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにする。

当選したトレーディングカードを取得しない選択がされた場合、構成要件 D-2 において、管理サーバは、当該トレーディングカードに割り当てられた還元用のポイントをユーザに還元する処理を行い、また、当該トレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする。

(3) このように、本件訂正発明 1 において、ユーザが取得を選択し又は選択しなかったトレーディングカードの「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」ことは、ユーザ側情報端末が当選情報を表示し、ユーザが当選に係るトレーディングカードを取得するか否かの選択をした後に行われることが、特許請求の範囲の記載からして明らかである。

これに対し、当初明細書等には、「カード抽選処理を行い、カード詰め合わせ

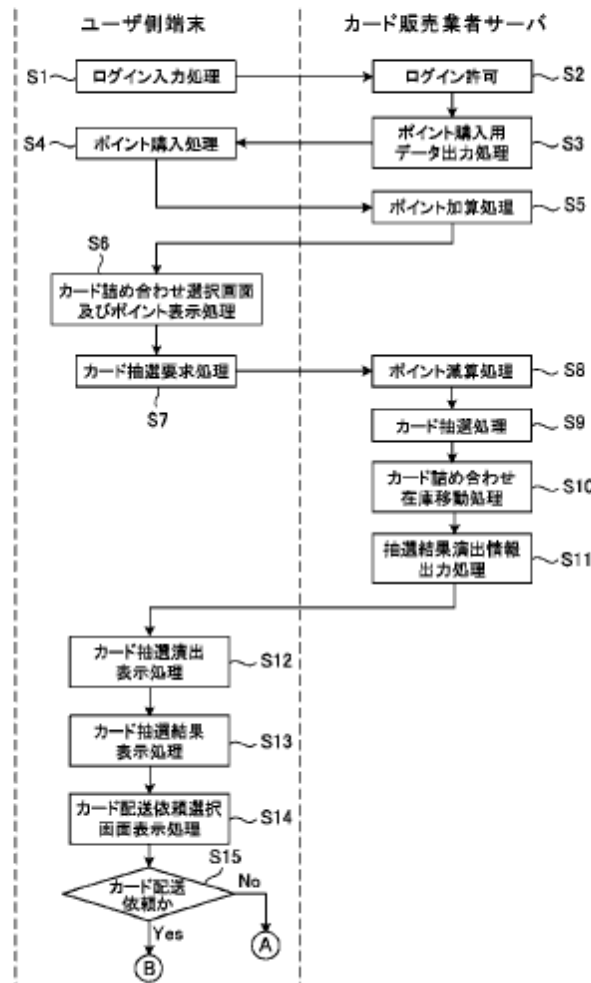
せ在庫から当選したカードを選び、図2のステップS10において、カード詰め合わせ在庫から当選したカードを当選リストに移す（データを反映させる）。」（【0036】）、「カード配送依頼選択画面20が表示された状態で、ユーザがカードの配送依頼を否定する場合、…ユーザの所持ポイントに還元ポイントを加算する。このようなポイント還元の場合は、ユーザがポイント還元を選択したトレーディングカードのデータを、当選リスト（当選したカードは既にカード詰め合わせ在庫から当選リストに移動している）から、全カード在庫へ移動する。」（【0047】）、「カード配送依頼選択画面20が表示された状態で、ユーザがカードの配送依頼を選択する場合、…カード発送を受け付け、全カード在庫の内、当選リスト（当選したカードは既にカード詰め合わせ在庫から移動している）から、ユーザが配送依頼を選択したトレーディングカードのデータをピックアップリストに移動させ、商品データと在庫数を反映させる。」（【0048】）、「図2のステップS10において、カード詰め合わせ在庫から当選したカードを当選リストに移動させているので、…不要なトレーディングカードがカード詰め合わせ在庫に残るのを防止している。」（【0050】）などと記載されており、当選に係るトレーディングカードの「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理は、一貫して、ユーザ側情報端末にカード抽選結果が表示され、ユーザが当該カードを取得するか否かを選択するよりも前に行われるものとして記載されている（次の【図2】を例にとると、ユーザ側情報端末にカード抽選結果が表示される処理は「S13」、ユーザによる選択は「S15」であって、「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理は「S10」となる。）。そして、当初明細書等を精査しても、当選に係るトレーディングカードを取得するか否かをユーザが選択した後に、当該トレーディングカードの「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理が行われる旨の記載は見当たらない。

【図 2】

P212644

2/8

【図 2】



したがって、本件補正により追加された特許請求の範囲の記載（構成要件D－1及びD－2の二重下線部分）の構成は、当初明細書等に記載された事項の範囲内のものではないというほかない。

- 5 (4) これに対し、原告は、構成要件D－1及びD－2における「ともに」という語は、その語義に「ひとつになって。いっしょに。」等を含むことから、本件訂正発明1における「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理は、提供処理や還元処理と同時に、又は並行して行われる処理との意味に限定

されるべきではない旨主張する。しかし、「ともに」という語に原告が主張するような意義があるとしても、上記(3)のとおり、特許請求の範囲の記載によると、「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理は、少なくともユーザ側情報端末が当選情報を表示し、ユーザが当選に係るトレーディングカードを取得するか否かの選択をした後に行われるものとされていることは明らかであるから、原告の上記主張は、上記の判断を左右しない。

また、原告は、本件訂正発明 1 及び 2 はいずれも「物」の発明であって、「方法」の発明のように、時系列の処理、実行に構成の詳細が拘泥されて解釈されるべきではない旨主張する。しかし、本件訂正発明 1 及び 2 の特許請求の範囲の記載は、いずれも、カードシステムという「物」の発明の構成として、管理サーバによるトレーディングカードの抽選と当選情報のユーザ側情報端末への送信（構成要件 B）、ユーザ側情報端末による当選情報の表示とユーザによる当選に係るトレーディングカードの取得の選択（構成要件 C）、ユーザの選択に応じた管理サーバによるトレーディングカードの提供処理又はポイントの還元処理（構成要件 D）といった各種処理が手順（構成要件 B、C、D の順）を経て行われるものである旨を特定しているのであって、このような特許請求の範囲の記載を採用した以上、「データを詰め合わせ設定として残らないようにする」処理（構成要件 D-1、D-2）は、それが記載された箇所にて行われると解釈するのが妥当であって、処理の順序を問わないとすることはできない。原告の主張は採用することができない。

- (5) 以上のとおり、本件補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものではなく、特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に違反するものである。したがって、同法 114 条 2 項、113 条 1 号の規定により、本件特許を取り消した本件決定に誤りはなく、原告の主張する取消事由 3 には理由がない。

2 結論

上記 1 のとおり、本件特許は、特許法 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満た

していない補正をした特許出願に対してされたものであるから、同法 114 条 2 項、113 条 1 号の規定により、取消しを免れない。したがって、取消事由 1 及び 2 の理由の有無は、本件決定の結論に影響を及ぼさない。

よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 1 部

裁判長裁判官

増田稔

裁判官

頼晋一

裁判官

天野研司

(別紙 1)

甲 1 記載の発明 (甲 1 発明)

ユーザ端末 102 と、サーバ装置 101 とがネットワーク 105 を介して相互通信可能に接続され
5 ている商品取得システムであって、

ユーザ端末 102 は、ユーザが所望する商品を取得するための商品取得ゲームを模擬 (シミュレーション) する商品取得ゲーム画面を表示し、当該画面は、商品の選択が行われた後に遷移する画面であり、当該画面は、Web サーバから取得する画面情報に従って表示されるブラウザ画面であってもよく、

10 商品取得ゲーム (抽選要素を適用可能なスロットゲーム) によって商品を取得する画面である商品取得画面 301 は、スロット部 302、結果表示部 307 を含んで構成され、スロット部 302 は、絵柄 303 が配置されたリール部 310、ストップボタン 304、停止マーカ 305 を含んで構成され、

リール部 310 は、それぞれが個々の商品に対応する複数の絵柄 303 を含んで構成され、獲得可
15 能な商品に応じて種々のパターンが利用され、本商品取得ゲームは、ゲームが開始されると、リール部 310 が回転を開始し、ストップボタン 304 がユーザによって操作されると、所定数の絵柄が停止マーカ 305 を通過した後にリールの回転が停止し、停止後において停止マーカ 305 の位置に停止した絵柄に対応する商品の獲得が決定され、

商品取得ゲームでは、商品グループを選択した後にミニゲーム (ここでは、スロットゲーム) の回数
20 数を指定して、1 回以上 (例えば、10 回) のスロットゲームを行うことができ、それぞれで獲得した商品が結果表示部 307 に表示され、

前記商品取得システムでは、仮想的に商品数を管理するための、仮在庫 402、仮カート 403、及び実カート (配送カート) 404 を定義して商品の在庫を管理し、

仮カート 403 はミニゲームで取得された商品が仮在庫から移動されるカートであり、

25 実カート 404 は配送カートであり、仮カート 403 内の商品がユーザによって確定されると移動されるカートであり、移動後に配送手続きが行われるものであり、

仮在庫 4 0 2、仮カート 4 0 3、及び実カート 4 0 4 はサーバ装置 1 0 1 上に保持される情報であり、

スロットゲームにおけるリール部 3 1 0 の絵柄パターンについて、当該絵柄パターンに配置される各商品の数により当該商品が当選する確率が調整されることであって、リール部 3 1 0 に配置される
5 絵柄数を 5 0 とすると、商品の価値レベルの高い商品ほど配置される絵柄数が少なく設定され、商品グループに A、B、C、D の 4 つの商品があり、商品の価値レベルが $A > B > C > D$ であるとする、A が 5、B が 1 0、C が 1 5、D が 2 0 の数に設定され、当該絵柄パターンは、予め決定されてデータベース 2 0 7 に保持されている仮在庫数に従って配置されるものであり、

ミニゲームが開始された後に商品の獲得が決定すると、仮在庫 4 0 2 から仮カート 4 0 3 へ獲得さ
10 れた商品が移動し、該当する商品の仮在庫数が - 1 され、仮カートに + 1 され

ユーザ端末 1 0 2 は、

1 回以上のミニゲームを含む商品取得ゲームが終了すると、結果画面へ 1 0 0 1 に遷移し、当該結果画面で獲得された商品の確定又はキャンセルを受け付け、

キャンセルされることなく確定された商品については、仮カート 4 0 3 (- 1) から実カート 4 0
15 4 (+ 1) へ移動され、

キャンセルされた商品は、仮カート 4 0 3 (- 1) から仮在庫 4 0 2 (+ 1) へ戻され、

これらの商品の確定又はキャンセルに関する関連情報 4 3 4 をサーバ装置 1 0 1 へ通知し、

商品取得ゲームは、ユーザ端末 1 0 2 がプログラムを実行することにより実現されるものであって、所定のアプリケーションが実行されることにより開始されるものであり、当該アプリケーションは単
20 に W e b ブラウザとして機能し、処理については統括的にサーバ装置 1 0 1 で行うようにしてもよく、ユーザ端末 1 0 2 は、選択手段として機能し、

商品グループ (商品 G r) の選択処理を実行し、ここでは、ユーザ操作を介して、複数の商品グループの中からユーザが所望する商品グループが選択され、商品グループが選択されるとユーザ入力に従ってゲーム回数の選択を行い、1 回のミニゲームで 1 つの商品が選択されることになり、

25 ユーザが商品グループを選択して商品取得ゲームを開始するために、当該商品グループの価値レベルに応じた、ユーザの持ちコイン (又は、持ちポイント) が消費されることになり、従って、ユーザ

が所有するコインの情報が必要となるため、ゲーム開始前には、ユーザ認証が終了していることが必要となり、

リール部 3 1 0 の絵柄 3 0 3 のパターンの決定処理では、選択された商品グループに含まれるそれぞれの商品に対応する絵柄の個数及び配置が決定され、

- 5 ユーザ端末 1 0 2 は、商品取得ゲームにおいて獲得された商品の結果画面 1 0 0 1 を表示し、当該画面は、W e b サーバ（サーバ装置 1 0 1）から取得する画面情報に従って表示されるブラウザ画面であってもよく、結果画面 1 0 0 1 は、獲得商品アイコン 1 0 0 3、確定ボタン 1 0 0 6 を含んで構成され、

- 獲得商品アイコン 1 0 0 3 には、チェックボックス 1 0 0 4 及び詳細ボタン 1 0 0 5 が含まれ、
- 10 チェックボックス 1 0 0 4 をタップすることで、該当する商品のチェックを付けたり、外したりを個別に行うことができ、個々のチェックボックスにより、商品ごとにキャンセル可能に制御しうるものであり、

詳細ボタン 1 0 0 5 が操作されると、対応する商品の詳細情報が表示され、

- 確定ボタン 1 0 0 6 が操作されると、各獲得商品のチェックボックス 1 0 0 4 の状態に応じて、獲得する商品が確定され、確定された段階でチェックボックスが外されてキャンセルされた商品があれば、当該商品の価値レベルに応じて当該ユーザに対してコインやポイント等を還元し、
- 15

確定ボタン 1 0 0 6 が操作された場合は獲得商品が確定されたと判断し、確定された商品、即ち、結果画面 1 0 0 1 においてチェックボックス 1 0 0 4 にチェックが付いている商品の配送制御を行い、

- ストップボタン 3 0 4 が操作されたと判断した場合、所定の経過数とストップボタン 3 0 4 が操作されたリールの位置とに基づき、停止マーカ 3 0 5 で停止する絵柄を決定し、決定した絵柄に合わせてリール部 3 1 0 を停止する表示制御を行い、また、次回のリール制御を考慮して、停止した絵柄については、既に商品が獲得されているため、リール部 3 1 0 から削除し、
- 20

配送手続きに従って、該当商品を実際に倉庫から出庫する配送処理を実行し、配送処理を行った商品を実カート 4 0 4 から削除する

- 25 商品取得システム。

以 上

(別紙 2)

本件訂正発明 1 と 甲 1 発明の相違点

【相違点 1－1】

- 5 「商品アイテム」が、本件訂正発明 1 では、「情報が印刷されたトレーディングカード」であり、情報が印刷されたトレーディングカードの取引の処理を行う管理サーバを備える「カードシステム」であるのに対し、甲 1 発明では、「商品」であって、「トレーディングカード」であるとは特定されておらず、そのため、サーバ装置 101 を備える商品取得システムが「カードシステム」とは特定されていない点。

10 【相違点 1－2】

- 本件訂正発明 1 は、「管理サーバ」が主体として、「前記ユーザが所有するポイントを管理し、前記事業者が在庫として所有するトレーディングカードであるカード在庫の中から詰め合わせたものであり、前記ユーザに提供可能なトレーディングカードの詰め合わせであるカード詰め合わせ在庫を設定し、前記ユーザによる購入操作に応じて、前記カード詰め合わせ在庫に割り当てられたポイントを前記ユーザが所有するポイントから差し引くとともに、前記カード詰め合わせ在庫の中から 1 以上の前記トレーディングカードを抽選により選択し、前記抽選により選択されたトレーディングカードのデータを前記カード詰め合わせ在庫から当選リストに移動する処理を行い、選択したトレーディングカードの当選情報をユーザ側情報端末に送信し」、「前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択したトレーディングカードを、前記ユーザに提供する処理を行うとともに、当該取得を選択したトレーディングカードのデータを当選リストからピックアップリストに移動させ、データを詰め合わせ設定として残らないようにし」、「前記抽選により選択されたトレーディングカードの内、前記ユーザ側情報端末が取得を選択しなかったトレーディングカードに割り当てられた還元用のポイントを前記ユーザが所有するポイントに還元するとともに、当該取得を選択しなかったトレーディングカードのデータを詰め合わせ設定として残らないようにする」のに対して、これらの処理について、甲 1 発明は、「サーバ装置 101」が主体としてユーザが所有するポイント
- 15
- 20
- 25
- を管理するか特定できず、その他の処理を、「ユーザ端末 102」が主体として行うものである

って、「サーバ装置 1 0 1」が主体として行う構成になっていない点。

【相違点 1－3】

本件訂正発明 1 は、管理サーバが、「選択したトレーディングカードの当選情報をユーザ側情報端末に送信し」、「ユーザ側情報端末」が、「前記管理サーバから送信される前記当選情報を表示」するの

5 に対して、甲 1 発明は、そのような構成を有していない点。

以 上

(別紙 3)

本件訂正発明 2 と 甲 1 発明の相違点

【相違点 2－1】

- 5 本件訂正発明 2 では、「前記管理サーバ」は、前記抽選により選択されたトレーディングカードの当選情報に加えて、「当該抽選の演出を行う演出情報」をユーザ側情報端末に送信する構成であるのに対して、甲 1 発明では、「サーバ装置 1 0 1」が「当該抽選の演出を行う演出情報」をユーザ端末 1 0 2 に送信する構成となっていない点。

【相違点 2－2】

- 10 本件訂正発明 2 では、「前記管理サーバから送信される前記演出情報に基づいて前記抽選の演出を行ってから」前記当選情報を表示する構成であるのに対して、甲 1 発明では、「ユーザ端末 1 0 2 は、商品取得ゲームにおいて獲得された商品の結果画面 1 0 0 1 を表示」するものの、「前記管理サーバから送信される前記演出情報に基づいて前記抽選の演出を行」う構成ではない点。

以 上